

アピランスケア費用の助成のお知らせ

外見の変化を伴う病気や怪我により地域生活に支障がある方へ

ウィッグ等や胸部補整具、エピテーゼの
購入またはレンタルに要した費用を助成します



■ 対象となる方

申請日において、次の全ての条件を満たす方

- 中野区内に住所を有する方(住民基本台帳に記録されている方)
- 外見の変化を伴う病気や怪我と診断された方
- 上記の傷病もしくは治療に伴う脱毛、乳房の切除や指等の欠損により、アピランスケア用品を必要としている方
- 申請しようとするアピランスケア用品について、他の法令等に基づく同種の助成を受けたことがない方

■ 助成の対象となる品目

次に掲げるアピランスケア用品の助成を2回まで申請できます。(1回の申請に点数制限なし)
※令和8年3月31日以前に申請をしたことがある方は、その申請も数えます。

購入またはレンタルに係る費用(消費税を含む)が助成金の対象です。

| | |
|-------|---|
| ウィッグ等 | ウィッグ(装着時に皮膚を保護するために必要なネット・インナーキャップ等を含めて申請することができます)、帽子 ※手術のための頭髪の剃毛、加齢による脱毛、男性型及び女性型脱毛症による脱毛は対象外 |
| 胸部補整具 | 補整下着(組み合わせて使用する補整パッドを含めて申請することができます)、人工乳房、人工ニップル等 ※ただし、人工乳房再建術等の手術を伴うものは対象外 |
| エピテーゼ | 目、鼻、指等の補整用人工物(装脱着に必要な接着剤や剥離剤を含めて申請することができます) ※体の表面に装着する補整用人工物で、見た目を補うことを主目的とするもの |

■ 助成金額

消費税を含む助成対象費用の自己負担額を助成します。(点数制限なし10万円を上限)



| | |
|-----|--|
| 注意点 | ・手数料や送料、クーポン利用分を除きます。 ・アピランスケア用品の保管・手入れ用品に係る費用は対象外です。 ・個人売買は対象外です。 |
|-----|--|

■ 申請期間

助成の対象となるアピランスケア用品を購入またはレンタルした日(領収書に記載の日付)の翌日から1年以内。



申請方法は裏面へ

■ 申請方法

郵送又は持参により申請します。
以下の書類一式を提出してください。



1. 助成金交付申請書兼請求書

右記二次元コードの区ホームページからダウンロードできます

2. アピランスケア用品を必要とすることを証明する書類(医師意見書等)

★医師意見書は右記二次元コードの区ホームページからダウンロードできます

- ▶ウィッグ等の助成…脱毛の副作用がある薬物療法・放射線治療を受けている(いた)場合は診療明細書やお薬手帳で確認できれば医師意見書は不要です
- ▶胸部補整具の助成…乳房の切除を伴う手術を受けたことがわかる書類(診療明細書や診断書)で確認できれば医師意見書は不要です
- ▶エビテーゼの助成…医師意見書(★)が必須

3. 領収書等(アピランスケア用品を購入またはレンタルした日付及び金額が分かる書類)

①宛名(申請者フルネーム) ②購入やレンタル費用を支払った日 ③対象となるアピランスケア用品の内容と金額
上記3点を確認することができるものを提出してください。様式は問いません。(下記見本参照)

4. 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し(ゆうちょ銀行の場合は通帳の写し)

※提出された書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

※申請することができるのは、対象者(アピランスケア用品の使用者)本人です。

ただし、対象者が未成年者である場合は、対象者の保護者が申請者となり、保護者の銀行口座へ振り込みます。

■ 領収書見本

領収書の宛名は申請者のフルネーム
(申請者が未成年である場合は、保護者名でも可)

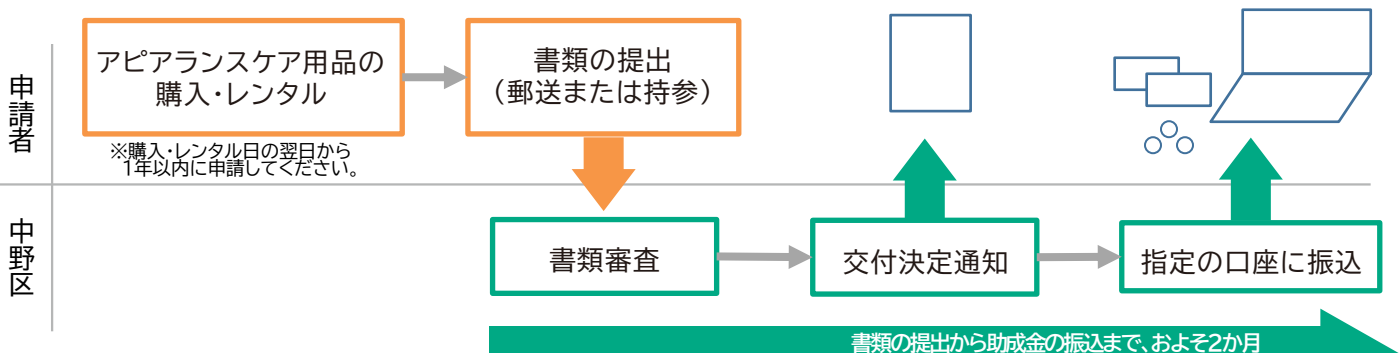
金額が5万円以上の場合、収入印紙が必要
※クレジットカード決済の場合は、収入印紙は不要ですが、その旨の記載が必要です。

| | |
|--|--|
| 領 収 書 | |
| ●年●月●日 | |
| 中野 太郎 様 | |
| ¥55,000 - | |
| ただし、ウィッグ(品番〇〇-〇〇)購入費として 上記正に領収いたしました。 | |
| 収入 印紙 | ウィッグショップ 〇〇 〇〇区 〇〇〇 1-2-3 〇〇〇 〇〇 |

対象となるアピランスケア用品の金額を確認できる記載が必要です。

※手数料や送料、クーポン利用分を除きます。
※アピランスケア用品の保管・手入れ用品に係る費用は対象外です。
(領収書から確認できない場合は、別途、納品書や内訳書を添付してください)

■ 申請から助成金交付までの流れ



問い合わせ先
提出先

〒164-8501
東京都中野区中野四丁目11番19号 中野区役所3階
地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課 在宅サービス係
電話 03-3228-5632(直通)

